

税制改正内容をいち早くお伝える 認定医療法人制度を用いた持分なし化の総合解説

医療法人の事業承継にあたって大きな障害となる医療法人の持分。平成 29 年度税制改正において、医療法人持分なし化を進めるべく、最大の障壁であった「出資持分放棄による経済的利益に係る医療法人に対する

贈与税課税」が改正認定医療法人制度を用いることにより非課税とされることが明確化され、この 29 年 10 月 1 日に施行予定です。そして認定医療法人となるための要件の詳細はこの 9 月に公表される政省令により明らかにされることとなっています。

当セミナーではこの政省令の内容をいち早くお伝えするとともに、医療法人持分なし化・認定医療法人制度適用によるメリット・デメリットを制度の俯瞰・趣旨目的・変遷とともにお伝えいたします。

**参加無料
(先着受付中)**



日時

平成 29 年 10 月 2 日(月) 14:00 ~ 15:00

場所

サンプラザシーズズ 研修会場 名古屋市名東区藤里町 1601

対象

当セミナーは医療法人持分なし化にご興味をお持ちの理事長様、役員様、事務長様、経理御担当者様を対象としたセミナーです。

主催

伊藤公認会計士税理士事務所 名古屋市名東区上社 1-1304 北村第 3 ビルディング 3F
Tel 052-768-4371 <http://itokaikei.com/>

講師

公認会計士・税理士 伊藤勝朗
S42 生まれ。東海高校を経て早稲田大学政治経済学部経済学科卒、平成 5 年公認会計士第二次試験合格。大手監査法人勤務を経て平成 16 年に開業。瀬戸市監査委員、指定管理者選定委員。

お申し込みは FAX かメールにてお願いいたします。メールは下記項目記載の上 info@itokaikei.com まで。

FAX 052-768-4372

貴法人名			
貴法人住所			
ご参加者役職		ご参加者名	
TEL		FAXあるいは メールアドレス	